

令和4年有田市議会6月定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月10日 午前10時開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程 4 決議案第2号 有田市による、一議員に対する照会に断固抗議する決議案について
- 日程 5 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
(有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程 6 議案第26号 有田市国民健康保険税条例及び有田市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程 7 議案第27号 有田市税条例等の一部を改正する条例
- 日程 8 議案第28号 令和4年度有田市一般会計補正予算（第1号）
- 日程 9 議案第29号 令和4年度有田市一般会計補正予算（第2号）
- 日程 10 議案第30号 建設工事等委託に関する協定の締結について
- 日程 11 議案第31号 動産の買入れについて
- 日程 12 議案第32号 教育委員会の委員の任命について
- 日程 13 議案第33号 初島財産区管理委員の選任について
- 日程 14 報 第 1 号 令和3年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程 15 報 第 2 号 令和3年度有田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程 16 意見書案第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について

会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程 4 決議案第2号 有田市による、一議員に対する照会に断固抗議する決議案についての提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 日程 5 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
(有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) から
- 日程 16 意見書案第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてまでの提案理由の説明

出席議員 15名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	12番	宇野博治
13番	福永広次	14番	西口正助
15番	浜口元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	前田悦雄	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部参事	脇村哲弘	市民福祉部長	宮崎三穂子
市民福祉部理事	大松満至	経済建設部長	上田敏寛
経済建設部理事	梅本陽子	水道事務所長	北野宏幸
教育次長	伊藤正人	消防長	嶋田富司
病院事務長	神保佳紀	総務課長	吉野清誠
税務課長	若松伸行	福祉課長	御前一晃
健康推進課長	桃井克博	保険年金課長	網谷彰洋
高齢介護課長	石井義人	建設課長	児嶋信毅
会計管理者	森川高行	総合行政委員会事務局長	森川直子
教育総務課長	松村尚彦		

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開会

○議長（中谷桂三君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより、本日をもって招集されました令和4年有田市議会6月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議長会関係の諸会議につきましては、お手元へ配付の報告書のとおりであります。詳細につきましては、関係書類を事務局に備えておりますので、御詳覧願います。

次に、当局から、3月定例会終了後、本日までの人事異動に伴う議場内説明員の紹介をいたしたい旨の申出がありましたので、これを許すことにいたします。

田代副市長。

〔田代副市長より説明員の紹介〕

○議長（中谷桂三君） 説明員の紹介は終わりました。

次に、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

6月10日付有市総E第1005号をもって、市長から議長に宛て、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（有田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）から報第2号、令和3年度有田市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてまでの議案9件、報告2件の送付を受けました。お手元へ配付のとおりであります。

次に、6月10日付をもって、小西敬民議員ほか1名の方から、意見書案第3号、所得税法第56条の廃止を求める意見書が、また、同日付をもって、生駒三雄議員ほか1名の方から、決議案第2号、有田市による、一議員に対する照会に断固抗議する決議案についてが、それぞれ提出されました。お手元へ配付のとおりであります。

次に、3月28日付をもって、神奈川県大和市中央2-1-15の5階、大和法律事務所内女性スペースを守る会、LGBT法案における性自認に対し慎重な議論を求める会共同代表飯野香里氏、井上恵子氏、永田マル氏、山田響子氏より、女性トイレの維持及びその安心・安全の確保についての陳情が、また、5月6日付をもって、兵庫県三田市武庫が丘2-15-3、辺野古を止める全国基地引き取り緊急連絡会代表者小宮勇介氏より、沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情が、また、5月13日付をもって、和歌山市小松原通り3-20、原水爆禁止和歌山県協議会理事長茂野和廣氏より、日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める要請が、それぞれ提出されました。

写しにつきましては、配付棚に配付させていただいております。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、地方自治法第123条第2項の規定により、6番池田敦城君、8番児嶋清秋君、10番堀川明君の3人を指名いたします。

次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期について、議会運営委員会委員長より報告を願うことにいたします。

議会運営委員会委員長宇野博治君。

○議会運営委員会委員長（宇野博治君） おはようございます。

令和4年有田市議会6月定例会に先立ちまして、去る6月3日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期につきましては、本日より6月30日までの21日間とすることに決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元へ配付の会議予定表のとおりであります。皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（中谷桂三君） 委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月30日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月30日までの21日間と決しました。

次に、日程3、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りいたします。

時節柄、正副議長共に事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、今期定例会会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決しました。

それでは、議長において今期定例会会期中における仮議長として、12番宇野博治君を指名いたします。

次に、日程4、決議案第2号、有田市による、一議員に対する照会に断固抗議する決議案についてを議題といたします。

本案については、池田敦城君に関連があると認められるので、地方自治法第117条の規定により、池田敦城君を除斥いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、池田敦城君を除斥することに決しました。

池田敦城君の退席を求めます。

〔6番 池田敦城君 退席〕

○議長（中谷桂三君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

11番生駒三雄君。

〔11番 生駒三雄君 登壇〕

○11番（生駒三雄君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、決議案第2号につきまして、提案理由の説明をいたします。

このたび、一議員に対し、有田市が代理人、弁護士中川利彦氏を通じて、一議員の本地方議会議場内における発言について、その趣意を議会外において個別に照会するという事案が発生いたしました。

本決議は、上記事案に断固抗議する決議である。

本地方議会議場内における個々の議員の発言は、民主政の過程で重視されるべきであるから、その発言の内容について、法的責任を追及することは、ごく一部の例外を除いて許されない。個々の議員の本地方議会議場内における発言については、政治責任のみが追及されることが原則である。

しかるに、本地方議会外の機関である有田市が、一議員の立法機関である本地方議会議場内における発言に対し、個別に照会をし、しかも、その照会につき司法、すなわち法的責任を扱う弁護士を代理人としたことは、一議員の民主政の過程における自由な発言を萎縮させるものであり、有田市における民主政の根幹機関である当議会としては、到底容認できるものではない。

また、地方議会には、部分社会の法理により、自治権が憲法上、保障されているにもかかわらず、行政機関が、地方議会の構成員たる一議員に対し、その発言を萎縮させるような上記事案を惹起したことは、憲法上、疑義がある行為と言わざるを得ない。

ついで、有田市議会として、一議員の発言を議会内における審議の対象とすることがあっても、行政機関たる有田市が、一議員に対し、本地方議会議場外において、個別に介入しようとしたことについては断固抗議をし、今後、同様の事案を、当該議員を含め、本地方議会議員に対してなすことがないよう厳重に抗議する。

以上、朗読をもって、提案理由の説明といたしますが、この行為は、誰が聞いても行政としてあるまじき行為と考えます。これは、行政と議会の本来の役割を放棄し、市民の代表たる市長が、市民のため行おうとしている行政行為を、市民の代表たる議員がこれを質すことに対して許さないとする行為とも取れるので、このような行為を許せば、全議員は今後、法律家の指導の下、発言を行わねばならなくなる。

本来の議員としては、市井で語られる市民の代弁者であり、これすなわち市民の言論を否定することになります。その前に、市当局は、真剣に議員と向き合い、市民に応える努力をすべし。議員各位におかれましては、議会議員として、議会の権能を御理解いただき、私情を持って議事を曇らせるものではなく、議会人として賢明な御判断をお願いするとともに、御賛同賜りますようお願いをします。

なお、決議案第2号につきましては、直ちに御先議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明といたします。どうか皆さん、よろしく願いいたします。

○議長（中谷桂三君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまの提案理由の説明において、生駒三雄君より直ちに先議されたいとの申入れがあります。

お諮りいたします。

決議案第2号については、直ちに先議いたしたいと思っております。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号については、直ちに先議することに決しました。

これより、決議案第2号の質疑に入ります。御質疑ありませんか。

4番小西敬民君。

〔4番 小西敬民君 登壇〕

○4番（小西敬民君） ただいま生駒議員から提案がありましたことに対して、私はいかがかなという立場から質疑をさせていただきます。

この発端につきましては、3月議会の市民病院の公営民営化の委託事業から来ております。これについては、各特別委員会や委員会決議を経て、本人たちが、生駒さんや池田さんが委員会でも賛成の立場を取りながら、あるとき反対に回るといって、こういう暴挙を行ったわけでございます。

さらに、私たちの問題だということで、一議員の発言内容を点検しなければならないという点では、議会運営委員会もそうでしたし、全員協議会もそうでした。それに何ひとつ答えようとしなかった態度が池田さんに見られたわけでございます。しかし、本人は、私は悪くないということで、はねのけたわけでございます。

よって、本6月議会に、こういう決議が提出されるとは、私はよもや思っていなかったわけでありませう。

池田発言について、既にSNSを通じて全部その発言内容が明らかにされております。公文書の3月議会の議事録についても、そのまま記録されています。これは議会のルールとして、議会内で行ったことは議会内で処理するという条件の下で行われたわけでございます。それが6月議会にさらにこういう自己説明もしない、真意を明らかにしない、行政がこのSNSに対して、大変、市民からの電話や説明を求める声がある、こういう業務のある意味、妨害をしながら、その上、この決議をするというのは、私は一個人と行政との関係で、議会が参画すべき問題ではないというふうを考えております。

以上で、私の発言を終わらせていただきます。

○議長（中谷桂三君） 提案者の答弁は要らないですか。質疑なんでね。要らないなら要らない……。

○4番（小西敬民君） お任せしますよ。

○議長（中谷桂三君） お任せ、あなたが決めなさい。

○4番（小西敬民君） だから、お答え願いたいと思います。

○議長（中谷桂三君） そしたら、答弁のほう、提案者の11番生駒三雄君。

〔11番 生駒三雄君 登壇〕

○11番（生駒三雄君） 小西議員に御答弁申し上げます。

ただいま演壇で申し上げたように、この問題は、池田議員個人の問題ではなく、我々議員全体に関わる問題であるので、そういう前段の過程は、今、ここで私が答弁するあれではないんですけども、それを外して、この行為だけに当局が弁護士を充てて、一議員に対して質問を出してきたということの議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中谷桂三君） 4番小西敬民君。

〔4番 小西敬民君 登壇〕

○4番（小西敬民君） 明確な答弁ではございません。それだけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（中谷桂三君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号は委員会の付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第2号を起立により採決いたします。

決議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 起立少数であります。よって、決議案第2号は否決されました。

池田敦城君の着席を許します。

〔6番 池田敦城君 着席〕

○議長（中谷桂三君） 次に、日程5、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）から、日程15、報第2号、令和3年度有田市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてまでの議案9件、報告2件を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和4年6月定例会が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政全般にわたり各段の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、先月5月11日に有田市連合自治会様が集めていただきました、ENEOS株式会社和歌山製油所の操業停止撤回を求める署名、2万893筆を、中谷議長、上山総務建設委員会委員長にも御同行いただき、連合自治会様と共に、私もENEOS株式会社本社に持参し、提出をいたしました。

私からは、これだけ多くの署名が集まる、80年以上共存してきた和歌山製油所というのは、国内にある他の製油所とは違い、特別な場所であり、特別なまちの製油所として活用を考えていただきたいということを、本社にてお伝えをしております。

今後におきましても、7月に予定されております、和歌山製油所エリアの今後の在り方に関する検討会、第2回定例会での検討をはじめとし、国や県、関係各位に御協力いただきながら、スピード感を持って協議を進めてまいりますので、議員各位におかれましても、引き続きの御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案の概要を申し上げ、詳細につきましては、参与員から補足をさせることといたします。

最初に、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

議案第25号の有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

以上は緊急を要し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

次に、条例案について申し上げます。

議案第26号の有田市国民健康保険税条例及び有田市介護保険条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症に関する減免措置の特例期間を延長するため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第27号の有田市税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

続きまして、補正予算案について御説明申し上げます。

議案第28号の令和4年度有田市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ4,619万2,000円を追加しようとするもので、主な内容といたしましては、国の緊急支援策による子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費を計上しようとするものでございます。

なお、本補正予算は早期に執行する必要があるため、本日付で御先議を賜りたく、お願いを申し上げます。

次に、議案第29号の令和4年度有田市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1億8,370万9,000円を追加しようとするもので、主な内容といたしましては、コロナ禍での原油価格・物価高騰に対応する新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を財源とした支援施策及び衛生用品等の購入に要する経費を計上しようとするものでございます。

次に、議案第30号の建設工事等委託に関する協定の締結については、有田市箕島ポンプ場等樋門更新工事委託に関する協定の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第31号の動産の買入れについては、図書管理システムの購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、人事案件といたしまして、議案第32号の教育委員会の委員の任命については、現委員、栗山博子氏の任期が、令和4年7月5日をもって満了となるため、後任として、新たに則松敏文氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第33号の初島財産区管理委員の選任については、現委員、南村長一氏の任期が令和4年7月4日をもって満了となるため、後任として、新たに南村純一氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

報第1号の令和3年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、諸般の事情により、年度内にその支出が終わらなかったため、繰越計算書のとおり翌年度へ繰越しいたしたもので、これを報告するものでございます。

また、報第2号の令和3年度有田市一般会計事故繰越し繰越計算書につきましても、諸般の事情により、年度内にその支出が終わらなかったため、繰越計算書のとおり令和4年度へ事故繰越しいたしたもので、これを御報告するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、提出議案につきまして私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中谷桂三君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。

宮崎市民福祉部長。

○市民福祉部長（宮崎三穂子君） 議案第25号、専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付、専決処分をしたもので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

1枚おめくり願います。

改正理由は、地方税法施行例の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

今回の改正内容は、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の被保険者負担の軽減を図るため、課税額限度額の引上げを行うものでございます。

条例案につきまして、御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条第2項ただし書きでは、基礎課税額に係る課税限度額の現行63万円を65万円に、同条第3項ただし書きでは、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の現行19万円を20万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

第21条では、課税限度額の引上げに伴い、所要の条文整備を行うものでございます。

次に、付則第2条では、規定の整備により、同条中を同項中に改めるものでございます。

次に、付則でございます。

第1条は、施行期日を、第2条は、適用区分を定めるものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、議案第25号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第26号、有田市国民健康保険税条例及び有田市介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

改正理由は、新型コロナウイルス感染症に関連する減免措置の特例期間を延長するため、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案につきまして、御説明を申し上げます。

第1条では、有田市国民健康保険税条例について、第2条では、有田市介護保険条例について、それぞれの条例で定めております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれた場合等における保険税及び保険料の減免措置につきまして、令和4年3月31日までであった特例期間を、令和5年3月31日までに延長しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、議案第26号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 議案第27号、有田市税条例等の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。まず、第1条の有田市税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第18条の4の改正は、DV被害者等である旨の申出を行ったものの、登記簿上の住所が納税証明書の取得を通じて、第三者に漏れる可能性があることから、申出者の住所が変わる事項を記載することができる規定の整備でございます。

第33条及び第34条の9の改正は、上場株式等の配当等及び特定株式等譲渡所得金額に対する課税方法について、個人市民税と所得税を一致させる規定の整備でございます。

第36条の2の改正は、項ずれによる規定の整備をするとともに、公的年金等受給者の個人市民税における退職手当等を有する配偶者の配偶者特別控除についての規定の整備でございます。

2 ページをお願いいたします。

第36条の3の2の改正は、給与所得者の扶養親族申告書について、退職手当等を有することにより、所得税法上は配偶者控除または配偶者特別控除の対象とならないものであっても、地方税法上は当該控除の対象となるものとして、配偶者の氏名の記載を追加するものでございます。

第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等に係る所得を有する配偶者及び扶養親族を届け出るとともに、配偶者の氏名の記載を追加するものでございます。

第48条の改正は、項ずれに伴う規定の整備でございます。

付則第7条の3の2の改正は、租税特別措置法において、住宅借入金等特別控除の適用期間を4年延長することに伴い、個人市民税についても適用期間を延長するものでございます。

付則第10条の2の改正は、地方税法の参酌基準の改正に合わせて規定を整備するとともに、項ずれに伴う規定の整備をするものでございます。

3 ページ、お願いいたします。

付則第10条の3の改正は、より良質な省エネルギー改修を支援する観点から、固定資産税の減額対象となる工事を行った住宅に係る特例を拡充するものでございます。

付則第16条の3の改正は、上場株式等の配当等に係る市民税の課税についての申告に係る規定の整備でございます。

付則第17条の2の改正は、引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

付則第20条の2の改正は、外国居住者等の上場株式等の配当等についての申告に係る規定の整備でございます。

付則第20条の3の改正は、租税条約が市民税においても適用がある外国での上場株式等の配当等についての申告に係る規定の整備でございます。

付則第24条及び付則第25条につきましては、今回の付則第7条の3の2の改正による住宅借入金等特別控除の適用期間の延長により、新型コロナウイルス感染症等に関する特例の適用期間が包含されるため、規定を整備するものでございます。

続きまして、第2条の有田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

改正条例第1条中の改正のうち、第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備でございます。

付則第2条の改正は、経過措置に関する規定の整備でございます。

付則といたしまして、4ページをお願いします。

第1条では、この条例の施行期日を定めてございます。

第2条では、納税証明書に関する経過措置を、第3条では、市民税の経過措置を、5ページの第4条では、固定資産税に関する経過措置を定めてございます。

第5条では、有田市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について規定しておりまして、県計画の2年延長に伴い、規定の整備を行っております。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第27号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中谷桂三君） 宮崎市民福祉部長。

○市民福祉部長（宮崎三穂子君） 議案第28号、令和4年度有田市一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ4,619万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を226億8,319万2,000円とするものでございます。

予算の内容につきまして、歳入から御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金で、補正額4,619万2,000円は、児童福祉費への新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給するため交付されるものでございます。

次に、その下の歳出について御説明を申し上げます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費で補正額4,619万2,000円の追加は、

低所得の子育て世帯の生活を支援するため、児童扶養手当受給世帯及び市民税非課税の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する費用でございます。

右の説明欄の5、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、第18節負担金補助及び交付金で子育て世帯生活支援特別給付金4,150万円のほか、給付事業に要する費用で第3節一般職の時間外勤務手当150万5,000円、第12節委託料で2件のシステム改修委託料、合わせて225万5,000円などでございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 議案第29号、令和4年度有田市一般会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ1億8,370万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を228億6,690万1,000円とするものでございます。

次に、予算の内容につきまして、歳入から御説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金で、補正額の計1億4,871万7,000円は、国の総合緊急対策において新たに創設されたコロナ禍での原油価格・物価高騰に対応する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして、第2目民生費補助金で補正額672万円、第3目衛生費補助金で補正額258万2,000円、第4目商工水産費補助金で補正額1億2,481万5,000円、第7目消防費補助金で補正額534万9,000円、合わせて1億3,946万6,000円のほか、第2目民生費補助金で、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金610万円及び第3目衛生費補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金315万1,000円をそれぞれ見込み、計上してございます。

次に、第15款県支出金、第3項委託金、第4目教育費委託金で補正額179万6,000円は、教育総務費への地域運動部活動推進事業委託金を見込み、また、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第6目ふるさと応援基金繰入金で補正額309万8,000円は、ふるさと応援基金からの取崩しでございます。

次に、第19款、第1項、第1目繰越金で補正額2,779万8,000円は、前年度からの繰越金でございます。

その下の第20款諸収入、第4項、第1目雑入で補正額230万円は、地域防災組織育成事業助成金を見込み、計上してございます。

以上で歳入を終わりました。次に歳出について御説明を申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目防災費で補正額198万3,000円は、宝くじの助成金を活用し、市内7地区の自主防災組織の地域防災力向上を促進するため、必要な備品を整備するための補助金でございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で補正額610万円は、右

説明欄の6、生活困窮者自立支援事業で、総合支援資金の再貸付けを終了した世帯等のうち一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象に、自立支援につなげるための支援金について、当該申請期間が本年8月末まで延長されたことによる追加分の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金610万円でございます。

第2目心身障害者福祉費で補正額672万円は、前年度に引き続き本年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている市内の障害者就労継続支援事業所、1事業所当たり30万円及び就労する障害者に対し、1人当たり4万円の障害者就労有田市特別支援金を有田市独自で支給するものでございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費で、補正額880万2,000円は、国の子育て世帯臨時特別給付金給付事業の令和3年度補助金の精算に伴う返還でございます。

6ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予備費で、補正額573万3,000円は、右説明欄の2、予防衛生事務事業において、第10節需用費、消耗品費で保健センターの手指消毒液やペーパータオルなどの感染対策用品104万円のほか、第17節備品購入費、一般備品で小児予防接種における受診票や接種記録の管理、請求事務等の負担軽減を図るため、医療機関に貸し出すタブレット端末等154万2,000円でございます。

また、次の4、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、4回目のワクチン接種対応に向けた事務費として、第12節委託料でシステム改修及び接種券の発行に要する委託料286万6,000円などでございます。

次の第6款商工水産費、第1項商工費、第1目商工総務費で補正額1億4,365万3,000円は、原油価格・物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減を図るため、市内全市民に対し1人につき5,000円分の登録店舗で使用できる商品券を各世帯に配布するための費用でございまして、右説明欄の4、原油価格・物価高騰緊急対策事業において、第18節負担金補助及び交付金の市民生活応援商品券換金交付金1億3,250万円のほか、郵便料596万8,000円及び商品券作成等業務委託料356万円などでございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページをお願いいたします。

第8款、第1項消防費、第1目常備消防費で補正額752万2,000円は、右説明欄の6、救急・救助活動事業における第10節需用費消耗品費で、救急時に着用する感染防護衣59万9,000円、第17節備品購入費で、救急備品として感染防止のためのオゾン発生装置121万円及び自動心臓マッサージ器354万円、救助備品として老朽化した三連はしごの更新に169万8,000円、また、8、防火啓発推進事業における幼年消防クラブへの給貸与品の購入に要する費用47万5,000円でございます。

第9款教育費、第1項教育総務費、第2目教育指導費で補正額179万6,000円は、右説明欄の5、地域運動部活動推進事業における休日の部活動の段階的な地域移行のための取組として、県事業の採択を受け実施するもので、第1節報酬で地域運動部活動指導員115万2,000円のほか、講師謝礼26万円及び損害保険料15万4,000円などでございます。

また、次の第3項中学校費、第1目学校管理費で補正額140万円は、令和6年4月開校の有和中学校校歌制作のための謝礼140万円でございます。

以上で、議案第29号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第30号、建設工事等委託に関する協定の締結について補足説明を申し上げます。

内容につきましては、有田市箕島ポンプ場等における樋門の更新工事において、協定を締結するのに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めますのでございます。

協定の目的は、有田市箕島ポンプ場等樋門更新工事委託。協定の金額は、2億4,000万円。協定の相手は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長森岡泰裕でございます。

以上で、議案第30号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第31号、動産の買入れについて補足説明を申し上げます。

内容につきましては、有田市図書館における図書管理システム一式の買入れで、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めますのでございます。

買入れ予定価格は3,207万500円で、買入れの相手は、大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号、株式会社南大阪電子計算センター代表取締役宇治保でございます。

以上で、議案第31号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第1号、令和3年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、繰越計算書をお願いいたします。

左から3列目の事業名の欄で、庁舎管理事業から2ページの中学校管理運営事業までの20件につきましては、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度繰越額の欄に計上している額を繰り越したもので、その合計額は27億3,341万3,000円でございます。

内容につきましては、1ページの上から第2款総務費、第1項総務管理費の庁舎管理事業は、庁舎の長寿命化改修工事費等、次の電子計算機管理事業は、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料、次の防災・減災推進事業は、箕島新堂地区の長峰農道への避難路整備費、次の防災行政無線放送施設管理事業は、防災行政無線施設のデジタル化整備工事費等、次の住宅耐震化促進事業は、住宅耐震改修等事業費補助金でございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に要する費用、次の第2項児童福祉費の子育て世帯臨時特別給付金給付事業は、子育て世帯臨時特別給付金の支給に要する費用でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費の予防接種事業は、小児予防接種サービス導入業務委託料、次の第5款農林費、第1項農業費の農業土木事業は、ため池調査業務委託料でございます。

次に、第7款土木費、第2項道路橋梁費の道路維持補修事業は、道路橋補修詳細設計業務委託料のほか、6件の道路橋補修工事費及び13件の道路舗装工事費、次の市道整備事業は、2件の幹線市道整備工事費等のほか、市道21号線道路整備工事費等に要する費用、次の交通安全施設整備事業は、野地区における歩道新設工事費でございます。

次に、第4項都市計画費の都市下水路改良事業の初島下水路は、初島排水区2号幹線の整備工事費のほか、下水道改良工事費1件でございます。

次の都市下水路改良事業の箕島下水路は、箕島ポンプ場改築工事費、次の都市公園整備事業は、新都市公園整備工事費、次の街路整備事業の弓場港線及び次の愛宕川端線は、物件補償費及び用地購入費等に要する費用でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

第5項下水道費の下水道整備事業は、3件の下水道改良工事費でございます。

最後に、第9款教育費、第2項小学校費の小学校管理運営事業及び第3項中学校費の中学校管理運営事業は、新型コロナウイルス感染予防対策に使用する消耗品の購入に要する費用でございます。

計算書の右側に今申し上げました事業費の財源内訳を計上してございます。

2ページの中段のところの合計欄で、まず未収入特定財源は、国県支出金で合計額12億2,177万8,000円、地方債の合計額12億2,390万円、その他の合計額2億54万5,000円でございます。

また、右の一般財源の合計額は8,719万円でございます。

既収入特定財源はございませんので、翌年度へ繰り越すべき財源としましては8,719万円でございます。

以上で、報第1号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第2号、令和3年度有田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、補足説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、繰越計算書をお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費の左から3列目の事業名の欄に企画事務事業で、有田周辺広域圏事務組合における特別養護老人ホーム潮光園建設工事への分担金でございまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による資材納入の遅延等に伴い、不測の期間を要し工期延長したことから、年度内にその支出が終わらなかったため、中ほどの翌年度繰越額の欄に計上してございます1億3,231万5,000円を繰り越したものでございます。

計算書右側に、今申し上げました事業費の財源内訳を計上してございます。

未収入特定財源としまして、地方債で9,100万円、また一般財源で4,131万5,000円でございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中谷桂三君） 説明漏れはありませんか。――以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまの議案理由の説明において、市長より議案第28号の補正予算案については、本日付で先議されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

議案第28号の補正予算案については、本日付で先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号の補正予算案については、本日付で先議することに決しました。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

次に、議案第28号の補正予算案については、予算決算委員会に付託いたしますので、ただいまより全員協議会室において予算決算委員会を開催し、よろしく御審査のほどをお願いいたします。

予算決算委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時 6分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（中谷桂三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

議案第28号の審査結果について、予算決算委員会委員長から報告を願うことといたします。

予算決算委員会委員長西口正助君。

○予算決算委員会委員長（西口正助君） 予算決算委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、本日6月10日、当局の出席を求め、委員会を開きました。

慎重審査の結果、議案第28号、令和4年度有田市一般会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算委員会からの報告といたします。

○議長（中谷桂三君） 委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより審議に入ります。

議案第28号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程16、意見書案第3号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を願うことにいたします。

4番小西敬民君。

〔4番 小西敬民君 登壇〕

○4番（小西敬民君） 所得税法第56条の廃止を求める意見書案について、提案をさせていただきます。

先の3月議会で同意を得た中身であります。ただし、3月末に文書が出ていないということで、再度の提出となりました。

この間、各全国の議会で意見書案が採択をされ続けております。640自治体まで広がってきておると聞いております。

この中身でいいますと、家族従業者の働き分（自家労賃）は、妻は68万円まで、子供50万円までという、こういう法の規定がありまして、最賃にも届かない。子供自身が自動車を買う上で所得を出してよと言ったら、とても出せないという、こういう事態が続いており、中小1,000万業者が実に事業継承もできないで苦しんでおるという中身でございます。

特に女性が、妻が自家労賃を認められないというのは、やはり昭和25年の施行時、商人に対する税金の取立てという基本がまだいまだに残っておるということであります。

いうことを前段に申し上げまして、読ませていただきます。

中小業者及び農業者（以下、自営業者）は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。

その自営業者を支えている家族従業者の働き分（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費と認められていません。

家族従業者の多くは女性であり、その働き分が給料として認められないことは、女性に対する差別であり、日本の女性全体の地位向上を妨げています。

2016年、国連女性差別撤廃委員会は、所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていると指摘し、所得税法の見直しを日本政府に勧告しています。

あらゆる階層の女性の労働が正しく評価され、賃金が保障されるのは働く女性の権利です。女性労働者は職場での男女平等を求め、権利を獲得してきました。業者婦人も家族従業者として必死に頑張っています。

業者婦人の働き分を正当に認められるためにも、有田市議会は国会及び政府に対し、所得税法第56条を廃止することを求めるものであります。

これが提案理由の説明であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中谷桂三君） 提案理由の説明は終わりました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明11日から20日までの10日間は、議事の都合により休会といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、明11日から20日までの10日間は休会することに決しました。

次会は、来る6月21日午前10時から一般質問のため会議を開くことを申し添え、本日はこれにて散会いたします。

午前11時52分 散会

